

## 初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

### 1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

### 2 申請方法

- (1) 受付期間：令和5年4月3日（月）～9月29日（金）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いします。  
※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

### 3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合  
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合  
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

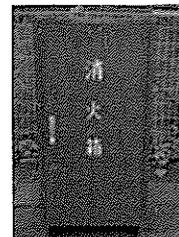
### 4 お問合せ先

青葉消防署 (974-0119)	元石川消防出張所 (903-0119)	鴨志田消防出張所 (961-0119)	すすき野消防出張所 (904-0119)
荏田消防出張所 (913-0119)	青葉台消防出張所 (989-0119)	奈良消防出張所 (963-0119)	

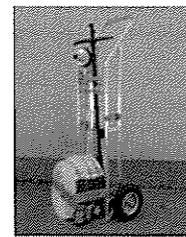
※ 申請要件や書類等のお問合せは、お近くの消防署所へご連絡ください。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具（可搬式）

#### お問合せ先

担 当：青葉消防署 総務・予防課 予防係  
山本、川口

電話&FAX：045-974-0119（内線）22、30

～横浜市消防局からのお知らせ～

# 家庭防災員研修

## 受講者募集!!

無料



### 「家庭防災員研修」について

家庭防災員研修は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修として、一人でも多くの市民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

#### 研修受講要領

- 受講要件: 満15歳以上 青葉区民
- 申込方法: 自治会・町内会からの推薦  
又は個人による応募
- 申込締切: 令和5年6月23日(金)
- 研修日程

日時	会場
9月26日(火) 13時～17時	青葉消防署
9月27日(水) 13時～17時	青葉消防署
9月28日(木) 13時～17時	青葉消防署
9月29日(金) 13時～17時	青葉消防署
9月30日(土) 13時～17時	青葉消防署
10月4日(水) 13時～17時	青葉台消防出張所
10月5日(木) 13時～17時	青葉台消防出張所
10月12日(木) 13時～17時	奈良消防出張所

詳細は青葉消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。

#### 【お問合せ先】

・青葉消防署 予防担当

・メール: [sy-aoba-yobo@city.yokohama.jp](mailto:sy-aoba-yobo@city.yokohama.jp)



045-974-0119

青葉消防署 家庭防災員研修

検索



令和5年度  
年間  
300件

＼ 横浜市からのお知らせ ／

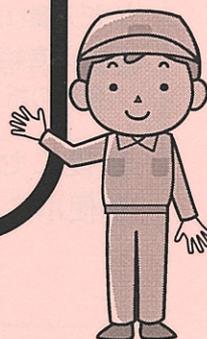


# 家具転倒防止器具の 取付けを代行します！



申込  
期間

令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため  
転倒防止器具の取付けを無料代行します。

(器具代は申請者のご負担となります。)

## 対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
  - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
  - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

## 注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。  
※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会

● 受付時間: 平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

## 申込方法

### 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。  
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索

●電子申請QRコード



### 申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時

※8月14日から16日及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

#### 申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

#### 利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

#### 訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

#### 調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

#### 取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



切り取り線

第1号様式の2 (第4条)

(整理番号) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

## 家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	<p>_____人 (下記項目のうち、該当するもの<u>全て</u>に☑をつけてください)</p> <p>同居者全員がいずれかに該当しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 65歳以上</p> <p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 中学生以下</p>
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

#### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

#### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓ 折り線①

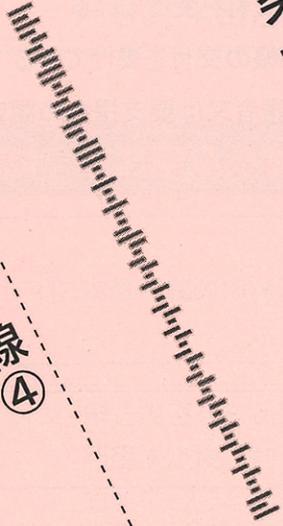
2 3 1 8 7 9 0  
0 0 3

料金受取人払郵便  
横浜港局 認  
承 9132  
差出有効期間  
2024年3月31  
日まで  
(切手不要)

横浜市中央区北仲通四丁目40  
商工中金横浜ビル5階  
一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会  
行

↑ 折り線③

↓ 折り線④



↑ 折り線②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

自治会・町内会長 各位

## 「行事開催届」に関するホームページ及び「地域行事での食中毒予防講習会」のご案内

まもなく新型コロナウイルスが5類感染症に移行され、数年ぶりに食事提供を伴う夏祭り等の行事を検討されている地域もあることと思います。

そこで、自治会・町内会の皆様向けに地域行事で食品を提供する際の注意事項の確認や出店者に取扱品目を詳しく記載いただける参考様式をダウンロードできるようホームページを更新しましたのでお知らせします。(別紙1)

また、食中毒予防のポイントをおさえて、食品を提供する主催者と行事に参加する来場者の双方に安心して行事を楽しんでいただけるよう「地域行事での食中毒予防講習会」を企画しました。(別紙2) ぜひとも、ご参加くださるようご案内いたします。

### 1 「地域行事での食中毒予防講習会」の概要

#### (1) 日時等

令和5年5月29日(月) 14:00~15:00 青葉区役所 1F 検診室 (15)(16)

令和5年6月1日(木) 10:30~11:30 青葉区役所 1F 検診室 (15)(16)

※各回定員30名、両日とも同じ内容です。

#### (2) 対象

自治会・町内会の食品提供を伴う行事担当の方、食品提供に従事する方等

#### (3) 内容

本市の「行事における食品提供の取扱指導要領」で定める衛生管理のもとで、自治会・町内会が主催する「地域行事」での食品の提供は、食品衛生法の営業許可を要しないものとして取り扱っています。本講習会では食中毒予防のポイントを中心にその衛生管理についてお話しします。

- ・「地域行事」での食中毒予防のための食品提供のルール  
提供メニューの範囲、食品の衛生管理、食品表示、当日の注意事項、  
主催者として把握しておく必要がある事項 等
- ・「行事開催届」の記載方法等について

### 2 申込方法

次のいずれかの方法で令和5年5月19日(金)までに生活衛生課へお申し込みください。

- ・電話 045-978-2463
- ・申込書(別紙3)をFAX(045-978-2423)または窓口(3階61番)へ持参
- ・電子申請

※申込多数の場合は、参加人数を調整させていただくことがあります。

### 3 その他

講習会に参加できない方にもお伝えできるよう講習会の内容は、ホームページへ掲載する予定です。

添付資料

別紙1：ホームページのご案内

別紙2：「地域行事での食中毒予防講習会」案内チラシ

別紙3：「地域行事での食中毒予防講習会」申込書

別紙4：食品提供出店者のみなさまへ「地域行事における食中毒予防について」

別紙5：行事開催届（記載例）

【担当】青葉区生活衛生課食品衛生担当

電話：045-978-2463/FAX：045-978-2423

Eメール：ao-eisei@city.yokohama.jp



現在位置

横浜市トップページ &gt; 青葉区トップページ &gt; 暮らし・総合 &gt; 健康・医療 &gt; 食の安全 &gt;

## 自治会・町内会等が主催する地域行事で食品を提供するときの手続き

最終更新日 2023年4月17日

印刷する

### 地域行事で食品を提供するときの届出について

横浜市では、地域において開催される夏祭りや区民祭りなどの地域行事における食中毒等の事故防止を図ることを目的に、「行事における食品提供の取扱指導要領」（以下「要領」といいます）を策定しています。

次のいずれかに該当する地域行事であって、開催日数や開催場所が要領に定める要件を満たす行事にて食品を提供する場合には、「行事開催届」を提出してください。（対象の行事において、要領で定める衛生管理のもとで行う食品の提供は、食品衛生法の営業許可を要しないものとして取り扱っています）

- 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する運動会や夏祭り等
- 市民祭であって市が主催又は共催するもの
- 神社、仏閣等の縁日祭礼
- 農協、漁協等の各種団体が主催する農業祭、産業祭等
- 福祉団体が行う各種行事
- 企業が地域住民等に対して行う企業祭（企業本来の営業行為の一環として、行事の形態で行う場合を除く）
- 学校等（保育園、幼稚園含む）が主催する学園祭、運動会、バザー等

食品関係営業にあたらぬ地域行事への出店にあたっては、提供メニューの範囲や食品の衛生管理等のルールを必ず守り、食中毒の発生を予防しましょう。

また、行事の2週間前までに「行事開催届」を青葉区生活衛生課食品衛生担当へご提出ください。

「行事開催届」の届出方法の詳細については、次のページをご参照ください。

- [食の安全ヨコハマWEB 地域行事（お祭り・イベント等）の届出について（営業に該当しない食品提供）](#)

### 青葉区内の自治会・町内会向け情報

#### 行事開催届の記載例等について

自治会・町内会向けの行事開催届の記載例です。記載時の参考にしてください。

- [行事開催届（自治会・町内会向け記載例）（PDF：243KB）](#)
- [行事開催届（様式）（ワード：23KB）](#)
- [行事開催届（様式）（PDF：181KB）](#)

また、出店者が多い場合については、次の食品提供出店者向けチラシ（地域行事における食中毒予防について）及び参考様式をご利用ください。

- [食品提供出店者向けチラシ（地域行事における食中毒予防について）（PDF：408KB）](#)
- [【参考様式】行事開催届別紙（出店者及び取扱品目記載用 記載例）（PDF：373KB）](#)
- [【参考様式】行事開催届別紙（出店者及び取扱品目記載用 様式）（ワード：21KB）](#)
- [【参考様式】行事開催届別紙（出店者及び取扱品目記載用 様式）（PDF：198KB）](#)

## 地域行事での食中毒予防講習会の開催について

行事で食品を提供する際に食中毒予防のポイントをおさえて、食品を提供する主催者と行事に参加する来場者の双方に安心して行事を楽しんでいただけるよう「地域行事での食中毒予防講習会」を次のとおり開催します。

### 1 日時

令和5年5月29日(月曜日)14:00~15:00

令和5年6月1日(木曜日)10:30~11:30

※いずれも同じ内容です

### 2 内容

- ・ 「地域行事」での食中毒予防のための食品提供のルール  
提供メニューの範囲、食品の衛生管理、食品表示、当日の注意事項、主催者として把握しておく必要がある事項等
- ・ 行事開催時にご提出いただく「行事開催届」の記載方法

### 3 対象

自治会・町内会の食品提供を伴う行事を担当する方、食品提供に従事する方等

### 4 会場

青葉区役所 1階 検診室 (55⑩番室)

### 5 定員

各回30名

### 6 申込方法

#### (1) 電話、FAX、窓口持参

青葉区生活衛生課食品衛生担当(青葉区役所3階61番窓口)まで

電話: 045-978-2463

FAX: 045-978-2423

○ [地域行事での食中毒予防講習会 申込書 \(PDF: 145KB\)](#)

#### (2) 電子申請

横浜市電子申請・届出システムを利用して申込み

[【地域行事での食中毒予防講習会申込みページはこちら】](#) (外部サイト)

### 7 申込期間

令和5年4月20日(月曜日)から令和5年5月19日(金曜日)まで

※申込多数の場合は、参加人数を調整させていただくことがあります。

○ [地域行事での食中毒予防講習会チラシ \(PDF: 165KB\)](#)

確認してみませんか?  
自治会・町内会で食品を提供するときのルール

## 地域行事での食中毒予防講習会

**日時** 令和5年5月29日(月) 14:00~15:00  
令和5年6月1日(木) 10:30~11:30  
※いずれも同じ内容です

**内容** ・「地域行事」での食中毒予防のための食品提供のルール  
提供メニューの範囲、食品の衛生管理、食品表示、当日の注意事項、  
主催者として把握しておく必要がある事項 等  
・行事開催時にご提出いただく「行事開催届」の記載方法

**対象** 自治会・町内会の食品提供を伴う行事を担当する方、  
食品提供に従事する方 等

**【会場】** 青葉区役所 1階 検診室 (55⑩番室)  
**【定員】** 各回30名  
**【申込方法】** 申込書を青葉区生活衛生課食品衛生担当まで  
電話: 045-978-2463・FAX: 045-978-2423・電子申請   
**【申込締切り】** 令和5年5月19日(金) まで  
※申込多数の場合は、参加人数を調整させていただくことがあります

お祭り  
今年のお祭りどうしよう...  
毎年よりだなあ...

問合せ 青葉区生活衛生課食品衛生担当 電話 045-978-2463  
地域行事での食中毒予防講習会チラシ

PDF形式のファイルを開くには、別途PDFリーダーが必要な場合があります。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

青葉区生活衛生課  
食品衛生担当 あて

FAX : 045-978-2423

別紙 3

## 地域行事での食中毒予防講習会 申込書

1 自治会・町内会名

2 参加希望日（希望日に○）・・・場所はいずれも青葉区役所 1F 検診室（15）（16）

【       】 令和5年5月29日（月）14:00～15:00

【       】 令和5年6月1日（木）10:30～11:30      2回とも同じ内容です

3 参加希望人数

人

4 申込代表者氏名・連絡先

申込代表者 氏名	連絡先（電話番号）
	（室番010）室給針 調1 青葉区役所【社 会】

5 令和5年度の食品提供を伴う行事の予定

あり（時期：                      行事名：                      ）       なし       検討中

6 食品衛生に関して講習会で聞きたい内容があればご記入ください

お問い合わせ：青葉区生活衛生課食品衛生担当      TEL：045-978-2463

※申込代表者氏名・連絡先については、本講習会に関する次の連絡に使用します。

- ・参加希望者多数により参加人数を絞らせていただく場合
- ・悪天候等で講習会に変更・中止が発生した場合
- ・申込内容に関する確認が必要な場合

確認してみませんか？

自治会・町内会で食品を提供するときのルール

# 地域行事での食中毒予防講習会

## 日時

令和5年5月29日(月) 14:00~15:00

令和5年6月1日(木) 10:30~11:30

※いずれも同じ内容です

## 内容

- ・「地域行事」での食中毒予防のための食品提供のルール  
提供メニューの範囲、食品の衛生管理、食品表示、当日の注意事項、  
主催者として把握しておく必要がある事項 等
- ・行事開催時にご提出いただく「行事開催届」の記載方法

## 対象

自治会・町内会の食品提供を伴う行事を担当する方、  
食品提供に従事する方 等

【会場】青葉区役所 1階 検診室 (15⑩番室)

【定員】各回30名

【申込方法】申込書を青葉区生活衛生課食品衛生担当まで

電話：045-978-2463・FAX：045-978-2423・電子申請



【申込締切り】令和5年5月19日(金)まで

※申込多数の場合は、参加人数を調整させていただくことがあります

お祭り



今年のお祭りどうしよう...

数年ぶりだなあ...



問合せ 青葉区生活衛生課食品衛生担当 電話 045-978-2463

食品提供出店者のみなさまへ

## 地域行事における食中毒予防について

食品関係営業にあたらぬ「地域行事」への出店にあたっては、次のルールを守りましょう。

- 1 食品取扱責任者の選任  
出店団体者ごとに食品取扱責任者を選任する
- 2 取扱品目の範囲（①または②の範囲としてください）
  - ①現地で加熱してその場で飲食させる品目  
※きゅうりの一本漬けや冷やしトマトなどの加熱していない野菜は控えてください。
  - ②食品営業施設から仕入れてそのまま提供する品目  
※容器包装に入った食品の場合は食品表示法に基づく食品表示が必要です。  
※冷蔵品等は温度管理を行い、保存温度を守ることが必要です。取扱品目①②の詳細は「行事開催届 別紙」に記載し、主催者へ提出してください。
- 3 食品を扱う場所・設備
  - ・会場内の水道、手洗い場所を確認する
  - ・天井、背面、側面はテント等で区画する
- 4 行事当日の注意事項
  - ・食品提供の従事者の体調を確認する
  - ・従事者は、つめを短く切り、食品を取り扱う前及びトイレ利用後には、手指の洗浄及び消毒を行う
  - ・衛生グッズ（石鹸、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、ペーパータオル、使い捨て手袋、ごみ袋、温度計等）をそろえ、適切に使用する
  - ・食材は温度管理、直射日光を避けるなど適切に保管する
  - ・食品表示を確認する
  - ・食品の加熱は十分に行う
  - ・お客さんに調理品はその場で食べて、持ち帰らないよう伝える

詳しくはホームページにてご確認ください

- 地域行事（お祭り・イベント等）の届出について（営業に該当しない食品提供）
- 自治会・町内会等が主催する地域行事で食品を提供するときの手続き



青葉福祉保健センター生活衛生課食品衛生担当

電話：045-978-2463/FAX：045-978-2423

# 行事開催届 別紙

店舗名	
食品取扱責任者 氏名	当日の連絡先

## 取扱品目1：会場で調理する品目

品目名	数量	備考
① 会場以外での調理 材料の仕込み (切る・肉を茹でる等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■仕込み場所：</li> <li>■仕込み内容：</li> </ul>
② 会場に持ち込む 材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>■常温品：</li> <li>■冷蔵品：</li> <li>■冷凍品：</li> <li>■冷蔵・冷凍品の保管方法</li> <li>【クーラーボックス・その他( )】</li> </ul>
③ 会場での調理工程 供食前加熱 (炒める・加温する等)		

## 取扱品目2：会場で調理しない品目

品目名	数量	備考
仕入れ先 (営業所名称、住所)		
包装・表示		<input type="checkbox"/> 包装され、食品表示があるもの <input type="checkbox"/> 包装されていないもので、現地で袋等の容器に入れて提供する

## 行事開催届

令和 5年 0月 00日

青葉 福祉保健センター長

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。

なお、食品提供にあたっては、保健所の指導に従って衛生管理を徹底し、食中毒等事故防止対策に努めます。

主催者	団体名	〇〇自治会
	代表者名	会長 〇〇 〇〇
	住所	青葉区〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
	連絡先	自宅・事務所等 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇 携帯等緊急連絡先 〇〇〇 ( 〇〇〇〇 ) 〇〇〇〇

開催場所 住所・名称	横浜市 青葉 区 〇〇町〇〇-〇〇-〇〇 〇〇〇公園
行事の名称	第〇回 盆踊り大会
開催日時	令和 〇 年 〇 月 〇 日 (土) ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 日 (日) ( 〇〇 時 〇〇 分 ~ 〇〇 時 〇〇 分)
行事の種類 (ア~キのうち、当てはまるものに○をしてください)	<p>ア 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する区民祭、運動会、夏祭り等</p> <p>イ 市民祭であって市が主催又は共催するもの</p> <p>ウ 神社、仏閣等の縁日祭礼</p> <p>エ 農協、漁協などの各種団体が主催する農業祭、産業祭等</p> <p>オ 福祉団体が行う各種行事</p> <p>カ 企業が地域住民等に対して行う企業祭（工場開放祭等） ただし、企業本来の営業行為の一環として、行事の形態で行う場合は除く。</p> <p>キ 学校等（保育園、幼稚園含む）が主催する学園祭、運動会、バザー等</p> <p>詳細 〇〇自治会が例年主催している地域の夏祭り（〇〇回目）</p>
開催規模	行事参加人数（想定）： 300人 食品関係出店店舗数： 5店舗

施設設備	区画	<input type="checkbox"/> 屋内 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外テント ( <input type="checkbox"/> 囲い有 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	床面	<input type="checkbox"/> 舗装された地面もしくは屋内床面 <input checked="" type="checkbox"/> 未舗装 ( <input checked="" type="checkbox"/> シート <input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	手洗設備	【給水】 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 蛇口付給水タンク 【排水】 <input checked="" type="checkbox"/> 既存排水設備 <input checked="" type="checkbox"/> 排水タンク 【消毒薬剤】 <input checked="" type="checkbox"/> 薬用せっけん <input checked="" type="checkbox"/> 逆性石鹼
	食器	<input checked="" type="checkbox"/> 使い捨て容器 <input type="checkbox"/> リユース食器

出店者と取扱品目 (別添可)	調理販売の別	・出店者名 ・食品取扱責任者名 ・催事当日の連絡先	品目名と提供数	・調理：調理方法等を記入 (原材料の下処理から現場での調理方法まで) ・販売：弁当・そうざい類は仕入れ先を記入 (名称・所在地など店舗が特定できる情報)
	調理販売	〇〇自治会 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	フランクフルト 50本	市販の冷凍品を購入後、自治会館冷凍庫にて保管 クーラーボックスにて搬入、現地保管 お湯でポイルし、鉄板で炒め、パックに入れて提供
	調理販売	〇〇自治会 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	焼き鳥 100本	加熱済みの焼き鳥(冷凍品)を仕入れ、自治会館冷凍庫で1日解凍。クーラーボックスにて搬入、現地保管。炭火で焼き、パックに入れて提供
	調理販売	〇〇地区青少年指導員 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	焼きそば 100食	当日町内会館調理場でキャベツを切る。 キャベツ、豚肉、麺はクーラーボックスにて搬入、現地保管。豚肉は鉄板で蒸し焼きにする。豚肉に火が通ったら、キャベツと麺を加えて焼き、ソースで調味して提供
	調理販売	〇〇子供会 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	かき氷 100食	市販のブロック氷を仕入れて、専用機で作る。 市販のシロップで味をつけ提供
	調理販売	〇〇ベーカリー 〇〇店 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	パン	〇〇ベーカリー 〇〇店で製造、包装、表示したものを出張販売

★ 注意事項 ★

原材料や販売する市販品については、購入店舗のレシート等を行事開催後1週間以上は保存して下さい。

<関係書類>

- 1 出店店舗の配置図(開催場所平面図に手洗い等主要設備の配置を記載したもの)
- 2 所在地付近の地図(案内目標等を記入のこと)
- 3 開催チラシ、パンフレット、実施計画書など概要が把握できる書類
- 4 その他(必要に応じて添付してください)

出店者と取扱品目について、上記枠内に記載しきれない場合には、別紙にて提出してください。

行事開催届 別紙

店舗名 <b>〇〇子供会</b>	
食品取扱責任者 氏名 <b>横浜 あおぼ</b>	当日の連絡先 <b>090-0000-0000</b>

提供品目 (1) 会場で調理する品目

品目名	焼きそば	数量	100食
① 会場以外での調理 材料の仕込み (切る・肉を茹でる等)	<p>■仕込み場所：〇〇町内会館</p> <p>■仕込み内容：  <b>行事開始1時間前から始める。</b>  <b>もやし、キャベツを流水で洗う。</b>  <b>キャベツを一口大に切り、冷蔵庫で保管。</b>  <b>豚肉(〇〇精肉店でカット済み)をボイル後、小分けして放冷し、冷蔵庫で保管。</b></p>		
② 会場に持ち込む 材料	<p>■常温品：ソース(市販品)、青のり(市販品)、なたね油(市販品)</p> <p>■冷蔵品：麺(市販品)  <b>もやし、キャベツ、豚肉(①で仕込んだ材料)</b></p> <p>■冷凍品：なし</p> <p>■冷蔵・冷凍品の保管方法  <b>【クーラーボックス・その他( )】</b></p>		
③ 会場での調理工程 供食前加熱 (炒める・加温する等)	<p><b>鉄板に油をひき、豚肉、もやし、キャベツ、麺を入れて炒める。</b>  <b>ソースで味付けをする。</b>  <b>使い捨て容器に盛り付け、青のりをかける。</b></p>		

提供品目 (2) 会場で調理しない品目

品目名	ラムネ	数量	80本
仕入れ先 (営業所名称、住所)	<b>〇〇商店 青葉区〇〇町〇〇〇-〇-〇</b>		
包装・表示	<input checked="" type="checkbox"/> 包装され、食品表示があるもの <input type="checkbox"/> 包装されていないもので、現地で袋等の容器に入れて提供する		

# 行事開催届 別紙

## 記載例パターン②

店舗名 <b>キッチンカーあおば (台帳番号 82-000000) (詳細は 営業許可証 別添)</b>	
食品取扱責任者 氏名 <b>横浜 あおば</b>	当日の連絡先 <b>090-0000-0000</b>

### 取扱品目1：会場で調理する品目

品目名	カレーライス	数量	100食
① 会場以外での調理 材料の仕込み (切る・肉を茹でる等)	<p>■仕込み場所：<b>キッチンあおば(飲食店営業)(青葉区〇〇町〇〇-〇〇)</b></p> <p>■仕込み内容：  <b>行事開始3時間前から始める。</b>  <b>たまねぎ、ニンジン、じゃがいもの皮をむき流水で洗う。</b>  <b>上記の野菜を一口大に切る。豚肉を一口大に切る。</b>  <b>鍋に油をひき、豚肉、たまねぎ、ニンジン、じゃがいもを入れて炒める。</b>  <b>水を入れて煮る。香辛料を入れ煮込み完成させる。</b>  <b>完成したカレーをチャック袋に小分けにして、氷水で冷却する(30分以内)。車にのせる直前まで冷蔵庫で保管する。</b></p>		
② 会場に持ち込む 材料	<p>■常温品：<b>無洗米</b></p> <p>■冷蔵品：<b>カレー(①で仕込んだもの)</b> <b>福神漬(市販品)</b></p> <p>■冷凍品：<b>なし</b></p> <p>■冷蔵・冷凍品の保管方法  <b>【クーラーボックス・その他( )】</b></p>		
③ 会場での調理工程 供食前加熱 (炒める・加温する等)	<p><b>無洗米を炊飯器で炊く。</b>  <b>鍋に①のカレーを入れ、再加熱する。</b>  <b>カレーとごはんは提供まで保温(65度以上)する。</b>  <b>使い捨て容器に盛り付け、福神漬を添える。</b></p>		

### 取扱品目2：会場で調理しない品目

品目名	ラムネ	数量	80本
仕入れ先 (営業所名称、住所)	<b>〇〇商店 青葉区〇〇町〇〇〇-〇-〇</b>		
包装・表示	<input checked="" type="checkbox"/> 包装され、食品表示があるもの <input type="checkbox"/> 包装されていないもので、現地で袋等の容器に入れて提供する		

# 令和5年 防災・減災推進研修<基礎編>のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

## 1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から **2名** まで推薦可能です。  
 ※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。  
 ※推薦は任意です。

### 【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



## 2 研修内容（集合）

### （1）「防災・減災推進研修<基礎編>」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「関東大震災を振り返りながら、現在の横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○今年で関東大震災から 100 年を迎え、災害を振り返りながら現在の横浜市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」	○発災後、経過時間ごとに、自分のすべき行動、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

### （2）開催日時

【時間】 13:00～17:00

日程	場所	定員
7月1日（土）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月3日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月15日（土）	保土ヶ谷公会堂（星川駅）	70名
7月19日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月29日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	60名
8月5日（土）	戸塚区役所（戸塚駅）	60名

### 3 申し込み方法

「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月5日(月)まで(必着)に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

#### ◆「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書(別紙1)

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

### 4 受講者の決定

6月中旬~下旬ごろまでに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

### 5 自宅学習編のご案内(よこはま防災 e-パーク 地域防災コース)

WEBサイトで横浜市が指定する動画等を視聴し、修了証の発行を希望される方は「防災・減災推進研修<基礎編>」を受講したものとします。下記二次元コードまたはURLより指定のサイトにアクセスしていただくことで、動画の視聴から修了証の発行までご受講いただけます。是非、こちらもご活用ください。

#### ◆研修受講はコチラ

右記ホームページの基礎編(自宅学習編)から、

【研修受講用サイト】に進みます。

サイト内の「地域防災コース」からログインしていただき、ご受講ください。

横浜市 防災・減災推進研修 検索



なお、昨年度と同様にDVD等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」(別紙2)を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月5日(月)から令和6年3月20日(水)まで

### 6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について(申し込みの受付業務を以下に委託しています)

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当：横浜市総務局地域防災課(長谷川、鈴江) 電話：045-671-3456

### 7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

<研修に関するホームページはこちら>

横浜市 防災・減災推進研修

検索

<横浜市コールセンター> 045-664-2525(平日・土日祝日いずれも8:00~21:00)

年 月 日

イマジネーション株式会社 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 「防災・減災推進研修〈基礎編〉」推薦書

令和5年の「防災・減災推進研修〈基礎編〉」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月5日（月）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 7月1日（土） 13:00～17:00	【第2回】 7月3日（月） 13:00～17:00	【第3回】 7月15日（土） 13:00～17:00	【第4回】 7月19日（水） 13:00～17:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	保土ヶ谷公会堂	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月29日（土） 13:00～17:00	【第6回】 8月5日（土） 13:00～17:00		
場所	青葉区役所	戸塚区役所		
受講可能日				

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

① 戸建て中心
② マンション等の集合住宅中心
③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

令和 年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 「防災・減災推進研修&lt;基礎編&gt;」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修<基礎編>」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約8分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおりに」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に  
チェック(✓)

【動画の案内】 下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL

横浜市 防災・減災推進研修

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・鈴江）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階



# 令和5年 防災・減災推進研修〈支援編〉のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

## 1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～3時間程度
- (3) 日時・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

## 2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム(全団体共通)	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え(自助・共助の取組)	30分
研修プログラム(自由選択)	所要時間
② 風水害への備え(マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分
③ 地震火災への備え(地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等)	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク(災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等)	60分

## 3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる

## 4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて6月5日(月)まで(必着)に以下へお申し込みください。また、支援編の申込に関するご相談も下記担当までご連絡ください。

【申込先】 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階 長谷川・鈴江宛  
FAX：045-641-1677  
メール：so-gensai@city.yokohama.jp  
※電話でのお申し込みは受付していません。

【問合せ先】 総務局地域防災課 長谷川・鈴江 (TEL：045-671-3456) ※問合せはメールも可

## 5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに7月中旬頃お伝えします。研修内容については申請者宛に調整させていただきます。また、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整することがあります。

希望する地域が多数の場合、今年度の派遣を見送りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策について、国等の方針に基づき、研修開催時に感染症対策の実施をお願いする可能性があります。

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

## 防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 &lt; 支 援 編 &gt; 申 請 書

令和5年防災・減災推進研修&lt;支援編&gt;について申請します。

<b>地域の状況</b> 【住居形態】 <input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 混在 【防災活動状況】 <input type="checkbox"/> 防災活動を実施している <input type="checkbox"/> 実施していない 実施している場合の活動例 ( _____ ) 【防災組織体制】 <input type="checkbox"/> 構築されている <input type="checkbox"/> 構築されていない		
<b>研修プログラム ②～⑤で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。</b>		
プログラム	所要時間	✓
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	<input checked="" type="checkbox"/>
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
④ マンション防災	60分	<input type="checkbox"/>
⑤ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	<input type="checkbox"/>
<b>希望日</b> 第1希望 ( _____ ) 第2希望 ( _____ ) 第3希望 ( _____ ) ※派遣期間は令和5年8月7日～令和6年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。 ※申込状況をふまえて派遣日を調整させていただきます。		
<b>希望時間</b> <input type="checkbox"/> 1時間～1時間半 <input type="checkbox"/> 2時間～2時間半 <input type="checkbox"/> 3時間 ※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。		
<b>実施場所</b> ( _____ ) ※実施場所の確保をお願いします。また、可能な限り住所や施設名 (例: ●●自治会館) もご記入ください。		
<b>参加者数</b> ( _____ ) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。		
<b>自由記入欄</b> (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)		
<b>同意事項</b> (右の□にレ点チェックをしてください。) 申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。		<input checked="" type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整や研修の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

### 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和5年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：**令和5年7月31日（月）必着**

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28年度から4年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和5年4月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和6年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

## 「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

### ① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

### ② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

### ③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費  
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

### ④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の 10分の9  
補助上限額 210,000円

### ⑤ 交付台数

令和5年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150台に拡充します。

ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

### ＜参考＞防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等  
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

## 設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、

自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



地域住民の安心感が高まった



□ そう思う ■ どちらかというと思う ▨ どちらかというと思わない ▩ そう思わない □ 未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請も受け付けています。ぜひご活用ください！



横浜市市民局地域防犯支援課

電話 671-3705

Fax 664-0734

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び200万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。  
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。  
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関(取扱金融機関)

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。  
公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること(下記「自治会町内会の法人化」参照)
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員個人の人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化(法人格の取得)が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

## ◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索

令和5年4月20日

地区連合自治会・町内会長  
自治会・町内会長

青葉区地域振興課長

## 自治会・町内会経理担当者向け研修会の開催について（ご案内）

若草の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから住民組織の代表として地域社会において多方面にわたりご尽力をいただくとともに、市政・区政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自治会・町内会の経理担当者向け研修会を、下記の日程で開催いたします。

事前申込みは不要ですので、ぜひご参加ください。なお、当日は各補助金申請書類の受付も行います。

開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席の間を広く確保するなど感染拡大防止に努めて行います。

- 1 日 時 (第3回) 令和5年5月28日(日) 10:00~11:30  
※第1、2回につきましては、2月3日、5日に開催しました。
- 2 会 場 青葉区役所 4階 会議室  
(青葉区市ケ尾町31-4)
- 3 内 容 ・地域活動推進費補助金について  
・地域防犯灯維持管理費補助金について  
・「町の防災組織」活動費補助金について  
※第3回の内容は、第1、2回と同じ内容となります。
- 4 持ち物 ・筆記用具  
・各種補助金書類  
(※お持ちいただければ、当日に内容のご確認をさせていただきます。  
ご準備ができていない場合は、ご持参不要です。)

青葉区役所 地域振興課 地域活動係  
TEL 045-978-2291  
(担当) 久保・中溝

# あおば 社協 だより

2023  
3月号



「あおば社協だより」は、横浜市青葉区社会福祉協議会（以下、青葉区社協）が実施している事業やイベントのお知らせ、報告等、青葉区内の地域福祉に関する情報を掲載しています。

社会福祉法人 横浜市青葉区社会福祉協議会  
ホームページ <http://aosha.jp/>

青葉区社協 検索 Instagram やってます！

## 住み慣れた地域で 自分らしく生きる

青葉区において、長年ボランティアとして活躍されているお二人をご紹介します。活動を始めたきっかけ、活動を通じて得られた経験や地域への思いをうかがいました。

とよさきとも こ

### 豊崎智子さん（谷本地区）

#### 「みんながこの地域にいてよかったと思える地域に」

- Q 地域でボランティア活動を始めたきっかけは何ですか？  
A 50代後半に青葉区へ引っ越してきました。引っ越してきて早々、「民生委員をやってみないか」と声をかけられたことがきっかけです。
- Q “カエデの会”について教えてください。  
A 民生委員として活動をしていたときに「高齢者が集まれる場所を作してほしい」という声があり、当時地区にはそのような場所が無かったことから、平成17年11月に高齢者サロン“カエデの会”を発足しました。今年で18年目を迎えます。会の名前の由来は、発足時の11月に見た紅葉から。漢字だとありきたりだと思い、親しみやすさをこめて、カタカナの「カエデ」にしました。現在、参加者12名余り、スタッフ11名ほどで活動しています。感染症拡大の影響で活動を縮小していましたが、令和5年4月からは食事の提供を再開し、以前の形に戻す予定にしています。



- Q 地域活動をされているなかで、大切にされていることはありますか？  
A 誰かの笑顔が見られたり、役に立てたと感じることが支えになっています。自分自身、負担なく楽しんで活動できることを幸せに思っています。ボランティア活動はみんなの気持ちが一になること。和気あいあいと楽しくないと長続きはしません。お互いに相手を思いやる気持ちを大切にしながら、活動することを心がけています。
- Q 将来、どんな地域になってほしいですか？  
A 「この地域に住んで良かった」と思える地域、特に高齢者には「今までこの地域で過ごせて良かった」と思ってもらいたいです。子どもから高齢者まで、住んでいて心地よい地域、温かいまなざし溢れる優しい街を目指し、活動を通して地域全体を巻き込んでゆきたいですね。地域全体が良くなるためには、一人では何もできません。多くの方たちと力を合わせる活動が求められます。一緒に活動する仲間を増やしていきたいです。

おおはらよし お

### 大原義男さん（すすき野地区） 「地域に貢献できることが幸せ」



- Q 地域でボランティア活動を始めたきっかけは何ですか？  
A 会社員時代に、妻に声をかけられて、スポーツ推進委員になったことが地域に関わるようになったきっかけです。始めた当時は、地域のことは何も知りませんでした。男性は、定年退職した後、どう過ごすか悩む人も多いと聞きます。自分はスムーズに地域に入ることができました。地域に関わり貢献していけることは、とても幸せなことだと思います。
- Q “学援隊”について、教えてください。  
A 平成19年から、すすき野小（当時）の学援隊として、活動を開始しました。現在も、嶮山小で通学路の旗振りをしています。毎朝子どもたちと挨拶を交わすことで脳も活性化されます。学援隊の活動の他にも、通学路の落葉清掃や草刈りといった環境整備にも日々取り組んでいます。
- Q 地域活動をされているなかで意識されていることはありますか？  
A 気になることがあれば、自ずから動くようにしています。自分の背中を見て、周りの方に影響を与えられたらいいと考えています。学援隊のボランティアは、新しい担い手を見つけることが難しいです。
- Q 地域活動をされていて嬉しいこと、嬉しかったことはありますか？  
A 児童が毎日元気に通学している姿を見て嬉しい気持ちになります。また、すすき野小が閉校になった際に、校長先生から感謝状を頂いたときはとても嬉しかったです。
- Q 将来、どんな地域になってほしいですか？  
A 少子高齢化が進むなかで、外に出て交流できる場所ができたと思っています。ベビーカーを押している方を見かけた際は、「大切に育ててください」と声をかけています。それは、子どもは“地域の宝”だと思っているからです。お父さん、お母さんが地域で孤立しないように、ちょっとした声かけをすることで、皆が繋がれたらと思います。



# 募金ご協力ありがとうございます

赤い羽根募金、年末たすけあい募金、日本赤十字募金にご協力ありがとうございました。お寄せいただきました募金は、区内の福祉保健活動団体への助成等や日本赤十字社の活動に役立させていただきます。



共同募金 PR 大使  
オグロワラビー  
「オハナ」



街頭募金の様子

募金実績  
令和5年3月20日現在

赤い羽根募金 18,358,511 円  
年末たすけあい募金 17,692,479 円  
日本赤十字募金 15,430,901 円

## インタビュー

### 「えがお・あおば」

青葉区社協では、障害福祉の理解啓発に取り組んでいます。「インタビュー えがお・あおば」では、区内施設・団体で活動している障害のある方々への取材を通じて、普段の様子や声をご紹介します。

※協力：本会当事者団体部会・障害者施設連絡会

## 06 NPO 法人横浜市中途障害者地域活動センター 青葉の風

活動センターでは、脳血管疾患等の後遺症による在宅の障害者が、創作・軽作業や生活機能訓練および地域交流などを通じて、地域社会で障害者の仲間や地域の人々と共に、自立した生活を目指して自主的に活動することを目的としています。今回は、3月末に青葉の風を卒業される谷木謙介さんにお話を伺いました。



谷  
木  
謙  
介

Q 「青葉の風」ではどんなことをして過ごしていますか？

A 刺し子やボールペン習字、パソコンで月間のスケジュール作成をしています。裁縫は得意なので、刺し子は利き手でない左手でも結構上手にできています。

Q 趣味・特技はなんですか？

A 自宅でメジャーリーグを観戦しています。テニスで体を動かすことも好きです。卒業後はショートスキーに挑戦したいと思っています。

Q 日常生活で困っていることはありますか？

A しいて言えば、料理が難しいです。子どもが小さい時から料理はしていたのですが、右手が不自由になり包丁の扱いが難しくなりました。でも、左手だけで卵を割るなどできることも増えました。

Q 青葉の風が設立 20 周年ですがPRしたいことはありますか？

A ぜひ、100 周年まで武藤所長には頑張ってほしいです（笑）。自分も 11 年通ったので、長く通える場所として、いつまでも続いてほしいです。



元々右利きだった谷木さん。左手で文字を書く練習をされたそうです。取材時、左手でお名前を書いていただきました。

谷木さんは、皆を引っ張る力があり、ご意見番のような方です。OBとして青葉の風に関わっていただけたら嬉しいと思っています。



青葉の風 武藤所長

(取材者から一言)

発症後もリハビリを続け、休日には趣味のスポーツを楽しんでいる谷木さん。

努力を惜しまない姿が、利用者・職員の皆さんから信頼されている方だと感じました。



### 施設・団体情報

施設名：NPO法人横浜市中途障害者活動センター 青葉の風  
所在地：〒225-0024 青葉区市ケ尾町 1170-4 スティルズ 1 階  
連絡先：045-972-6751  
ホームページ <http://aobanokaze.web.fc2.com/>

## ご寄付いただきありがとうございます。

(2023年1月1日～2023年2月28日 寄付者ご芳名)

株式会社朝日様/株式会社三菱UFJ銀行様/若松屋商事株式会社様/東急多摩田園都市情報連絡会様/伊藤彰彦様/匿名5件 ※順不同・敬称略

## 社会福祉法人 横浜市青葉区社会福祉協議会

〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町 1169 番地 22 青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」内  
電話 045-972-8836 (代表) 045-972-7018 (ボランティアセンター) 045-479-9111 (移動情報センター)  
FAX 045-972-7519  
メール [info-aoba@yokohamashakyo.jp](mailto:info-aoba@yokohamashakyo.jp) (代表) URL <http://aosha.jp/>

「あおば社協だより」は、赤い羽根共同募金配分金の一部を活用して発行しています。

